農業経営基盤強化促進法による農地の権利取得までの流れ

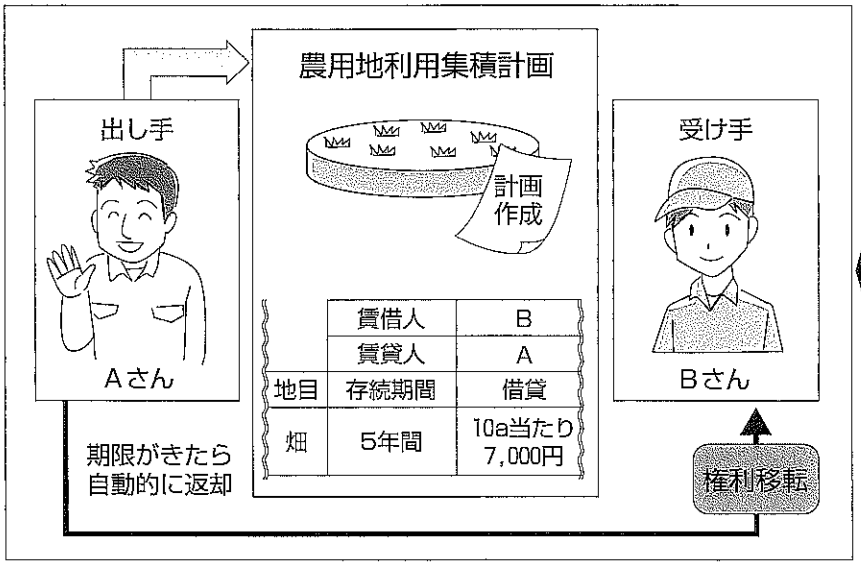

地域の自主的な土地利用調整による権利移動であることが尊重され、かつ農業経営基盤の強化を図る観点から、農地法の特例として、
①権利移動の許可、
②賃貸借の法定更新の規定は適用されません。

⇦黒の流れ……一般の場合
⇦青の流れ…解除条件付き貸借の場合

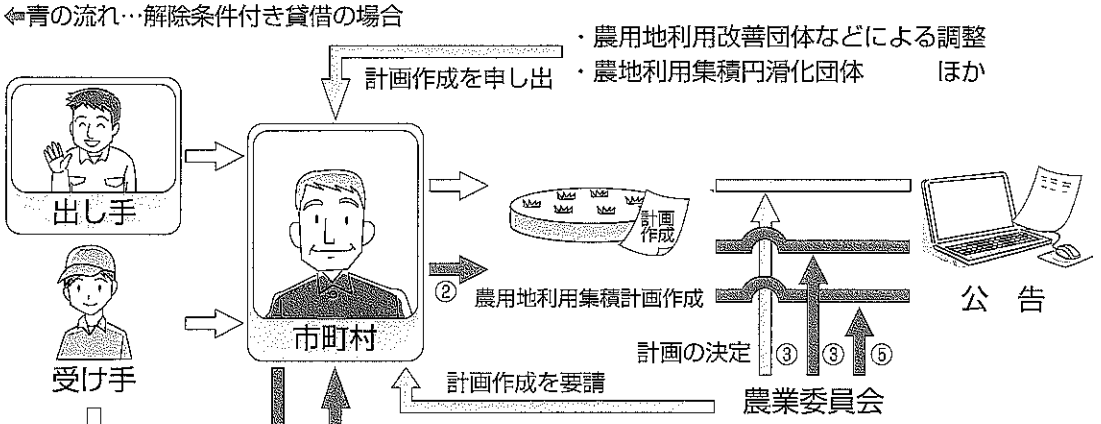

受け手が
・農作業常時従事者以外の個人
・農業生産法人以外の法人

① 次の要件を確認します。
・地域の他の農業者と役割分担をし、継続的かつ安定的な農業経営を行うこと
・法人の場合、業務執行役員の1人以上が耕作等の事業に常時従事すること
② 確認されたら、農用地利用集積計画に次の事項を記載します。
・農地が適正に利用されていない場合に解除をする旨の条件
・毎年、農地の利用状況を市町村長に報告する旨
③ 農業委員会の計画決定を経て公告します。
④ 毎年、農地の利用状況を市町村長に報告します（市町村長は写しを農業委員会に提出することが望ましい）。
⑤ 農地を適正に利用しなければ、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を取り消し・公告します（事前に市町村長は勧告することができます）。

※「解除条件付き」の貸借については、第Ⅱ章５「農業生産法人制度と農業委員会による要件確認」参照。